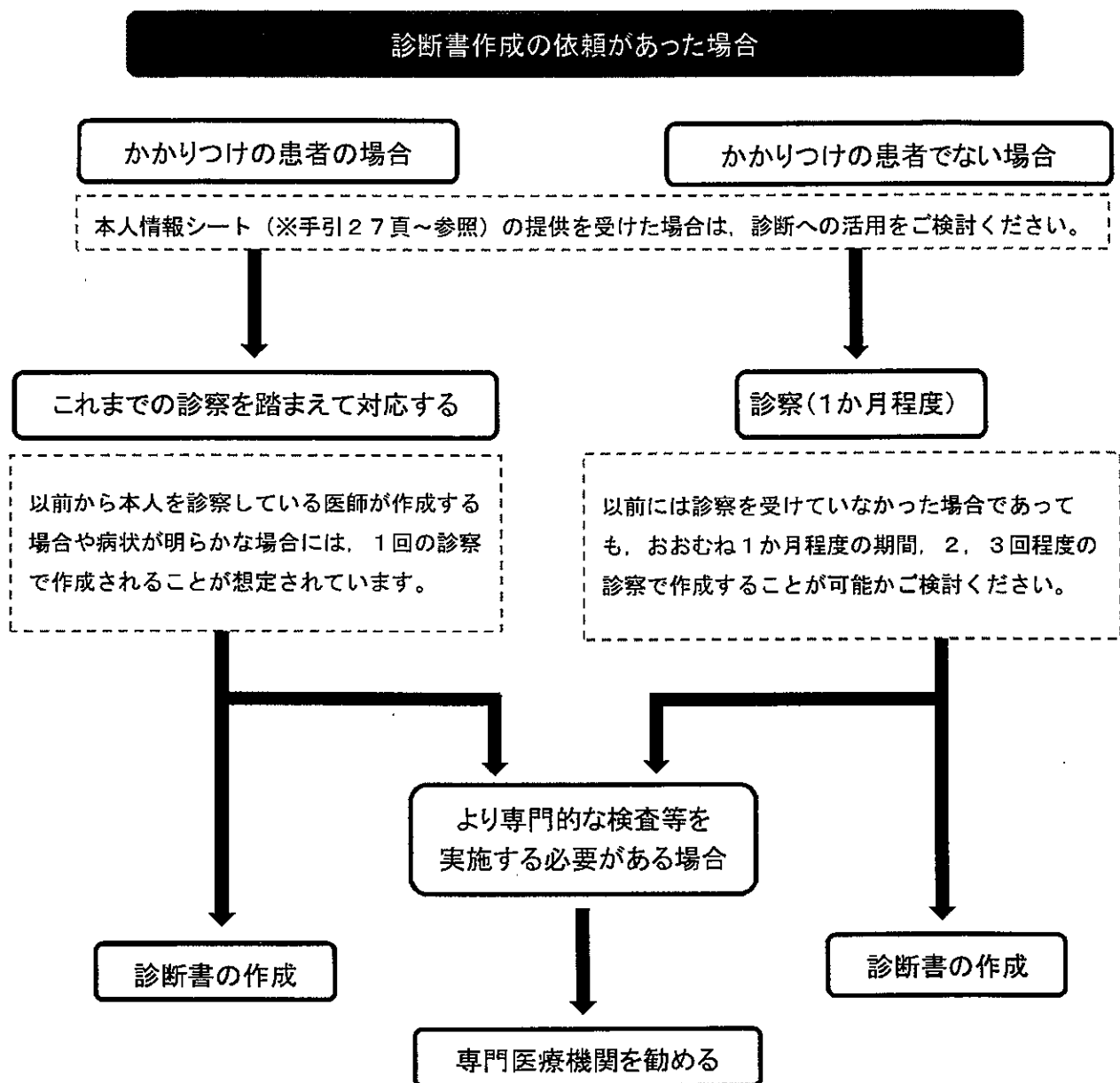




- ・ この診断書は、通常の診断書と同様、当事者が医師に依頼して作成されるものであり、診断書作成にかかる費用は、通常の診断書の場合と同様、当事者の負担となります。
- ・ 成年後見のための診断書を作成する医師に資格等による限定はありませんが、この診断書は、本人の精神の状況について医学的見地から判断をするものですから、精神神経疾患に関連する診療科を標榜する医師又は主治医等で本人の精神の状況に通じている医師によって作成されるものと考えられます。
- ・ 診断書の内容についてさらに確認したい点がある場合には家庭裁判所から問合せがありますが、診断書を作成した医師に成年後見の手続において証言を求めることは通常は想定されません。

診断書記載例

モデル事例1：認知症(重度)、施設入所【表面】

(家庭裁判所提出用)

診 断 書 (成年後見制度用)

(表 面)

1 氏名 ○○ ○○ (男)・女
○○○○ 年 ○ 月 ○ 日生 (80 歳)
住所 ○○県○○市○○町○○-○○

2 医学的診断

診断名 (※判断能力に影響するものを記載してください。)

レビー小体型認知症 (DLB)

所見 (現病歴、現症、重症度、現在の精神状態と関連する既往症・合併症など)

2015年頃より幻視が出現。夕方などに「人が見える」と述べたり、夜間の睡眠中に誰かと言いつ争っているような言動がみられるようになった。物の置き忘れが目立つようになり、簡単な計算も出来なくなったため、2016年6月、A病院神経内科を受診。DLBと診断された。かかりつけBクリニックへ通院し治療を継続していた。2018年頃には書字が困難となった。2019年3月頃より幻視が活発となり、また、「妻が自分に危害を加えようとしている」と述べ、妻への暴力がしばしばみられるようになったため、同年7月、紹介にて当院 (精神科) 初診。DLBにともなう幻覚妄想状態の増悪と診断し、入院にて治療を行うこととした。薬物療法、専門リハビリテーションにて病状は徐々に改善し、2020年5月に退院。特別養護老人ホームへ入所し、引き続き、当院にて定期的に通院加療を行っている。

各種検査

長谷川式認知症スケール ☒ 8 点 (2021 年 4 月 10 日実施) ☐ 実施不可
MMSE ☒ 7 点 (2021 年 4 月 10 日実施) ☐ 実施不可
脳画像検査 ☒ 検査名: 頭部MRI (2018 年 7 月 5 日実施) ☐ 未実施
脳の萎縮または損傷等の有無
☒ あり

所見 (部位・程度等): 側頭葉内側面 (海馬領域) に中等度、側頭葉前方～前頭葉～頭頂葉に軽度の萎縮を認める。

☐ なし

知能検査 ☐ 検査名: (年 月 日実施)
検査結果:

その他 ☒ 検査名: ドーパミントランスポーター (DaT) シンチグラフィー (2018年7月5日実施)
検査結果: 両側線条体におけるDaTの著明な集積低下

短期間内に回復する可能性

☐ 回復する可能性は高い ☒ 回復する可能性は低い ☐ 分からない
(特記事項)

3 判断能力についての意見

- ☐ 契約等の意味・内容を自ら理解し、判断することができる。
☐ 支援を受けなければ、契約等の意味・内容を自ら理解し、判断することが難しい場合がある。
☐ 支援を受けなければ、契約等の意味・内容を自ら理解し、判断することができない。
☒ 支援を受けても、契約等の意味・内容を自ら理解し、判断することができない。

(意見) ※ 慎重な検討を要する事情等があれば、記載してください。

1/2

裏面に続く

モデル事例１：認知症(重度)、施設入所【裏面】

(家庭裁判所提出用)

(裏 面)

判定の根拠

(1) 見当識の障害の有無

- ☐ 障害なし ☐ ときどき障害がみられる ☐ 頻繁に障害がみられる ☒ いつも障害がみられる
 [デイルームから自室に帰ることが困難。慣れた生活環境においても、目的に沿った単独での移動が見守りのもとでも難しく、必ず誘導が必要である。]

(2) 他人との意思疎通の障害の有無

- ☐ 問題なくできる ☐ だいたいできる ☒ あまりできない ☐ できない
 [あいさつ、食欲・身体状態を尋ねる簡単な問いに対する返答等はできるが、しばしば意識傾眠にて疎通困難のことが多い。]

(3) 理解力・判断力の障害の有無

- ・一人での買い物
☐ 問題なくできる ☐ だいたいできる ☐ あまりできない ☒ できない
 ・一人での貯金の出し入れや家賃・公共料金の支払
☐ 問題なくできる ☐ だいたいできる ☐ あまりできない ☒ できない
 [施設スタッフ、他の入居者との会話に際して、問いかけに対して無関係の内容を答えることが多く、また、日々の日課に際しても、まとまりのある行動をとることができない。]

(4) 記憶力の障害の有無

- ・最近の記憶(財布や鍵の置き場所、数分前の会話の内容など)について
☐ 障害なし ☐ ときどき障害がみられる ☐ 頻繁に障害がみられる ☒ いつも障害がみられる
 ・過去の記憶(親族の名前や、自分の生年月日など)について
☐ 障害なし ☐ ときどき障害がみられる ☒ 頻繁に障害がみられる ☐ いつも障害がみられる
 [数分前の会話の話題、行事の後でどのような活動をしたか等を想起できず、近時記憶力の障害が顕著である。自らの誕生日もしばしば答えることができず、遠隔記憶の障害も進んでいる。]

(5) その他(※上記以外にも判断能力に関して判定の根拠となる事項等があれば記載してください。)

- [妻の面会に際して、妻であると認識できず、かつ、古い友人の妹であると述べる等の、相貌失認が認められる。加えて、人物誤認妄想も認められ、「何者かが悪意をもって自分に近づいてきている」等と述べ、被害関係念慮の形成傾向もみられる。]

参考となる事項(本人の心身の状態、日常的・社会的な生活状況等)

[]

※「本人情報シート」の提供を ☐ 受けた ☒ 受けなかった
 (受けた場合には、その考慮の有無、考慮した事項等についても記載してください。)

[]

以上のとおり診断します。

2021 年 9 月 10 日

病院又は診療所の名称・所在地

〇〇県〇〇市〇〇町〇〇-〇〇

担当診療科名

〇〇〇〇

担当医師氏名

〇 〇 〇 〇

印

【医師の方へ】

※ 診断書の記載例等については、後見ポータルサイト (<https://www.courts.go.jp/saiban/kouken/>) からダウンロードできます。

※ 参考となる事項欄にある「本人情報シート」とは、本人の判断能力等に関する診断を行う際の補助資料として、本人の福祉関係者が作成するシートです。提供があった場合は、診断への活用を御検討ください。

※ 家庭裁判所は、診断書を含む申立人からの提出書類等に基づき、本人の判断能力について判断します(事案によって医師による鑑定を実施することがあります。)

： 本人情報シート記載例

モデル事例1：認知症（重度）、施設入所【表面】

本人情報シート（成年後見制度用）

※ この書面は、本人の判断能力等に関して医師が診断を行う際の補助資料として活用するとともに、家庭裁判所における審理のために提出していただくことを想定しています。
 ※ この書面は、本人を支える福祉関係者の方によって作成されることを想定しています。
 ※ 本人情報シートの内容についてさらに確認したい点がある場合には、医師や家庭裁判所から問合せがされることもあります。

作成日 〇〇〇〇年 〇 月 〇 日

本人氏名： 〇〇 〇〇
 生年月日： 〇〇〇〇年 〇 月 〇 日

作成者氏名： 〇〇 〇〇 (印)
 職業(資格)： 〇〇県社会福祉士会 相談員
 連絡先： 〇〇-〇〇〇〇-〇〇〇〇
 本人との関係： 〇〇県社会福祉士会において成年後見制度の

- 1 本人の生活場所について
☐ 自宅（自宅での福祉サービスの利用 ☐ あり ☐ なし）
☒ 施設・病院

→ 施設・病院の名称 特別養護老人ホーム〇〇園
 住所 〇〇県〇〇市〇〇町〇〇-〇〇

専門相談窓口を設けており、入所施設から本人情報シート作成の依頼を受けた。

※シートの記入に当たっては本人及び本人の妻と複数回面談し、施設関係者からの情報も参考にした。

- 2 福祉に関する認定の有無等について
☒ 介護認定（認定日： 〇〇年 〇月）
☐ 要支援（1・2） ☒ 要介護（1・2・3 (4)・5）
☐ 非該当
☐ 障害支援区分（認定日： 年 月）
☐ 区分（1・2・3・4・5・6） ☐ 非該当
☐ 療育手帳・愛の手帳など（手帳の名称）（判定）
☐ 精神障害者保健福祉手帳（1・2・3 級）

- 3 本人の日常・社会生活の状況について
 (1) 身体機能・生活機能について
☐ 支援の必要はない ☐ 一部について支援が必要 ☒ 全面的に支援が必要
 （今後、介助等に関する体制の変更や追加的対応が必要な場合は、その内容等）

2016年3月頃より心身状態が悪化し、同居の妻への暴力行為があったため、7月に専門医療機関（精神科）初診、入院となった。加療、リハビリテーションを受け、症状が改善し、2017年5月に退院と同時に現在の特別養護老人ホームへ入所した。食事はセッティングがあれば自力摂取可能。それ以外の日常生活については、ほぼ全面的に見守りや声掛け、直接介助が必要である。現在の入所施設で安定した生活を送られている。

- (2) 認知機能について
 日によって変動することがあるか： ☒ あり ☐ なし
 ※ 以下のアからエまでチェックしてください（ありの場合は、良い状態を念頭にチェックしてください。エの項目は裏面にあります。）。
- ア 日常的な行為に関する意思の伝達について
☐ 意思を他者に伝達できる ☒ 伝達できない場合がある
☐ ほとんど伝達できない ☐ できない
- イ 日常的な行為に関する理解について
☐ 理解できる ☒ 理解できない場合がある
☐ ほとんど理解できない ☐ 理解できない
- ウ 日常的な行為に関する短期的な記憶について
☐ 記憶できる ☐ 記憶していない場合がある
☒ ほとんど記憶できない ☐ 記憶できない

モデル事例1：認知症（重度）、施設入所【裏面】

エ 本人が家族等を認識できているかについて

- ☐ 正しく認識している ☒ 認識できていないところがある
☐ ほとんど認識できていない ☐ 認識できていない

(3) 日常・社会生活上支障となる行動障害について

- ☐ 支障となる行動はない ☐ 支障となる行動はほとんどない
☒ 支障となる行動がときどきある ☐ 支障となる行動がある

（行動障害に関して支援を必要とする場面があれば、その内容、頻度等）

施設内の自室やトイレの場所がわからず、困惑しているときが多いが、適切な声掛け誘導によって対応可能である。また、日々のスケジュール（食事の時間や活動など）は理解ができず、不安になると職員や他の入居者に尋ねることが多く、その対応が本人にとって受け入れがたいものであると、不穏になることがある。

(4) 社会・地域との交流頻度について

- ☐ 週1回以上 ☐ 月1回以上 ☒ 月1回未満

(5) 日常の意思決定について

- ☐ できる ☐ 特別な場合を除いてできる ☒ 日常的に困難 ☐ できない

(6) 金銭の管理について

- ☐ 本人が管理している ☐ 親族又は第三者の支援を受けて本人が管理している
☒ 親族又は第三者が管理している

（支援（管理）を受けている場合には、その内容・支援者（管理者）の氏名等）

妻が管理しているが、妻自身も高齢であり、本人との関係性が必ずしも良好ではないこともあり、負担感が強い。また、施設から本人に必要な日用品や行事への参加費を求めるときに、妻自身の判断で「不要」とされてしまうことが多い、とのこと。

4 本人にとって重要な意思決定が必要となる日常・社会生活上の課題

（※ 課題については、現に生じているものに加え、今後生じ得る課題も記載してください。）

本人は施設において、本人自身の楽しみや生活の豊かさを感じる機会が得られず、制限的な生活になってしまっていることも否めない。本人には収入（年金）があり、本人の意思決定を支援しながら本人の興味関心を広げるためにも活用できることが望ましい。また心身状態の変化から今後、入院加療が必要となることも想定されるため、本人の意思を尊重しながら適切に契約行為を行える第三者が存在することが、妻にとっても助けとなると考え、そのことで妻との関係性の修復も期待される。

5 家庭裁判所に成年後見制度の利用について申立てをするに関する本人の認識

- ☐ 申立てをすることを説明しており、知っている。
☒ 申立てをすることを説明したが、理解できていない。
☐ 申立てをすることを説明しておらず、知らない。
☐ その他

（上記チェックボックスを選択した理由や背景事情等）

本人には可能な限りわかりやすい言葉や図による説明を複数回行った。施設の相談員同席のもと、また、妻の面会時、本人が作成者に馴染みを感じられたことを受け、作成者のみとも面談した。その都度、新しい説明を聞く、という印象で、説明を理解することは難しいと感じられたが、その都度の説明においては、「そんな人がいたらありがたいね」「でも〇〇ちゃん（古い友人の妹、というのが本当は妻のこと）がいるからね」という発言があった。

6 本人にとって望ましいと考えられる日常・社会生活上の課題への対応策

（※御意見があれば記載してください。）

本人に日常的に関わる関係者は、施設内で完結している。本人の資産を考えれば、さまざまな選択肢が考えられる。本人の意向や意思を尊重しながら模索していくために必要な契約が行える者が必要。また、比較的高額な年金や預貯金を適切に管理し、居所についても本人の状態に合った、また、本人が望むような過ごし方が可能な施設を新たに検討できる体制をつくっていく。妻との関係性を構築していくためには、高齢となった妻の支援体制を意識した関わりが求められる。

後見開始等の申立ての準備手順

1 「本人情報シート」の準備

☐ 福祉関係者の方に「本人情報シート」の作成をご依頼ください。

- 日頃から、ご本人を支援されている福祉関係者の方（ケアマネージャー、ケースワーカーなど）に、次のものを渡して、「本人情報シート」の作成を御依頼ください。

- ☐ 「本人情報シート」の作成を依頼された福祉関係者の方へ ④
☐ 「本人情報シート」（成年後見制度用） ⑤

* 福祉関係者の方の支援を受けられていない場合など、「本人情報シート」の作成を依頼できる方がいらっしゃらない場合は、作成は不要です。

その場合、申立人において、「申立事情説明書」P.3の5をご記入ください。

【「本人情報シート」について】

「本人情報シート」は、主治医が診断書を作成する際の参考資料としたり、家庭裁判所がご本人の判断能力やご本人に必要な支援を考えたりするための資料として活用するものです。

☐ 作成してもらった「本人情報シート」のコピーを1部用意してください。

- 「本人情報シート」のコピーは、申立書等と一緒に家庭裁判所に提出してください。

2 診断書・診断書附票の準備

☐ 主治医に診断書及び診断書附票の作成をご依頼ください。

- 主治医に次のものを渡して、診断書及び診断書附票の作成を依頼してください。

- ☐ 診断書を作成される医師の方へ ⑥-1 ☐ 診断書（成年後見制度用） ⑥-2
☐ 鑑定手続への協力の依頼 ⑦-1 ☐ 診断書附票 ⑦-2
☐ 1で作成してもらった「本人情報シート」（原本）

【診断書について】

* 申立ての際には、作成後3か月以内の診断書が必要です。

* 主治医に診断書の作成を依頼できない場合は、他の医師に依頼していただいて構いません。

☐ 主治医から、診断書、診断書附票のほか、「本人情報シート」を受け取ってください。

- 「本人情報シート」は申立人において大切に保管してください。

3 その他申立に必要な書類の準備

☐ 「本人情報シート」、診断書、診断書附票 以外の申立てに必要な書類を準備してください。

- 「申立書類チェックリスト」を参考にして、申立てに必要な書類を準備してください。

【準備する書類について】

この段階で準備する書類は、次の書類です。これ以外の書類等の準備については、この書面の1, 2, 5及び6の段階で準備してください。

◆「申立書類チェックリスト」の2項に記載されています。

- ☐ 本人の戸籍謄本（全部事項証明書） ☐ 本人の住民票又は戸籍附票
☐ 成年後見人等候補者の住民票又は戸籍附票（なお、同候補者が法人の場合は、当該法人の登記事項証明書） ※ 発行から3か月以内のものをご準備ください。
☐ 本人の健康状態に関する資料
（例：介護保険被保険者証写し、療育手帳写し、精神障害者保険福祉手帳写し、身体障害者手帳写し）
☐ 本人の財産に関する資料…財産目録に記載した財産の存在が分かる資料です。
（例：預貯金通帳写し、有価証券の残高証明書や通帳写し、不動産登記事項証明書、未登記の場合は固定資産評価証明書や納税通知書写し、ローン契約書写し等）

【「登記されていないことの証明書」について】

法務局で次の書類を取寄せてください。

◆「申立書類チェックリスト」の2項に記載されています。

- ☐ 本人について「成年被後見人・被保佐人・被補助人・任意後見契約の本人とする記載がない。」ことの証明書 ※発行から3か月以内のものをご準備ください。

(※ 申請書類を添付していますが、法務局にも備え置いてあります。)

【親族の意見書について】

親族から意見書を取寄せてください。

◆「申立書類チェックリスト」の1項に記載されています。

親族に交付する、説明文書と意見書(様式)をご利用ください。

4 成年後見の申立て類型の検討

- ☐ 補助開始の申立て、保佐開始の申立て又は後見開始の申立てのうち、どの種類の申立てをするのかを検討してください。

- 診断書(成年後見制度用)の「3 判断能力についての意見」欄の記載を参考にして、補助開始、保佐開始又は後見開始のうち、どの類型で申し立てるのかを検討してください。

【類型を検討する目安】

診断書の「3 判断能力についての意見」欄の記載	申立ての類型
支援を受けなければ、契約等の意味・内容を自ら理解し、判断することが難しい場合がある。	補助開始の申立て
支援を受けなければ、契約等の意味・内容を自ら理解し、判断することができない。	保佐開始の申立て
支援を受けても、契約等の意味・内容を自ら理解し、判断することができない。	後見開始の申立て

5 申立書等の作成と申立に必要な費用の準備

- ☐ 4で検討した種類の申立書等を作成してください。

- ここで作成する申立書等は、前記1～3以外のものです。作成にあたっては、添付している記載例(後見開始、保佐開始、補助開始)を参考にしてください。

◆「申立書類チェックリスト」の1項に記載されています。

申立書類

- ☐ 代理行為目録(保佐・補助開始申立用) ☐ 同意行為目録(補助開始申立用)
☐ 申立事情説明書 ☐ 親族関係図 ☐ 後見人等候補者事情説明書
☐ 財産目録 ☐ 相続財産目録 ☐ 収支予定表

- ☐ 収入印紙、郵便切手及び鑑定費用を準備してください。

- 「後見・保佐・補助開始の審判の申立てについて」の4項に記載の申立手数料、郵便切手、後見登記手数料(「申立書類チェックリスト」の末尾に記載しています。)をご準備ください。

【鑑定及び鑑定費用について】

- * 成年後見及び保佐の類型の場合は、原則として鑑定が必要ですが、診断書の内容や申立書類などを総合的に考慮して、鑑定を行わないこともあります。
 * 鑑定を行うことになった場合には、改めて家庭裁判所から連絡しますが、鑑定にかかる費用については、後日、家庭裁判所に納めていただくことがあります。

6 面接の予約及び申立書等の提出

- ☐ 以上の準備ができた後、家庭裁判所に面接の予約をして、申立書類を提出します。

- 面接の予約及び申立書等の提出については、「面接の予約について」を参照してください。

(別紙)

申立書類チェックリスト

1 申立書類

- ☐ 後見・保佐・補助開始等申立書（申立書の標題及び「申立ての趣旨」欄に、「後見」、「保佐」又は「補助」の該当する部分の□にレ点（チェック）を付しているか御確認ください。）
 - ☐ 代理行為目録【保佐・補助開始申立用】
 - ☐ 同意行為目録【補助開始申立用】
 - ☐ 申立事情説明書
 - ☐ 親族関係図（作成に当たっては、「親族の意見書について」の2項の推定相続人の範囲をご参照ください。）
 - ☐ 親族の意見書
 - ☐ 後見人等候補者事情説明書（候補者の方がいない場合には提出不要です。）
 - ☐ 財産目録
 - ☐ 相続財産目録（本人を相続人とする相続財産がない場合には提出不要です。）
 - ☐ 収支予定表
- ※ 上記各書類の作成に当たり、A4サイズの別紙（例：後見・保佐・補助開始等申立書の「申立ての動機」欄記載の★部分等）をご自分で準備する場合には、用紙を縦向きにし、かつ、左側に3センチメートル程度の余白を設けてください。

2 添付書類

- ※ 同じ書類は本人1人につき1通で足ります。
- ※ 審理のために必要な場合は、追加書類の提出をお願いすることがあります。
- ※ **個人番号（マイナンバー）が記載されている書類は提出しないようにご注意ください。**
- ☐ 本人の戸籍謄本（全部事項証明書）（発行から3か月以内のもの）
 - ☐ 本人の住民票又は戸籍附票（発行から3か月以内のもの）
 - ☐ 成年後見人等候補者の住民票又は戸籍附票（発行から3か月以内のもの）
（成年後見人等候補者が法人の場合には、当該法人の商業登記簿謄本（登記事項証明書））
 - ☐ 本人の診断書（発行から3か月以内のもの）
書式等については「成年後見制度における診断書作成の手引・本人情報シート作成の手引」を御覧ください。裁判所ウェブサイト（後見ポータルサイト）<https://www.courts.go.jp/saiban/koukenp/index.html>でも御覧いただけます。
 - ☐ 本人情報シート写し
書式等については「成年後見制度における診断書作成の手引・本人情報シート作成の手引」を御覧ください。裁判所ウェブサイト（後見ポータルサイト）<https://www.courts.go.jp/saiban/koukenp/index.html>でも御覧いただけます。
 - ☐ 本人の健康状態に関する資料
（介護保険被保険者証、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳、身体障害者手帳などの写し）
 - ☐ 本人の成年後見人等の登記がされていないことの証明書（発行から3か月以内のもの）
東京法務局後見登録課または全国の法務局・地方法務局の本局で発行するもの。取得方

法、証明申請書の書式等については最寄りの法務局・地方法務局にお尋ねいただくか、法務省のホームページ (<https://www.moj.go.jp/>) を御覧ください。

なお、本人が成年後見制度の利用及び任意後見契約の締結をしていない場合には、証明事項が「成年被後見人、被保佐人、被補助人、任意後見契約の本人とする記録がない。」ことの証明書を請求してください。

- ☐ 本人の財産に関する資料
 - ・預貯金及び有価証券の残高がわかる書類：預貯金通帳写し、残高証明書など
 - ・不動産関係書類：不動産登記事項証明書（未登記の場合は固定資産評価証明書）など
 - ・負債がわかる書類：ローン契約書写しなど
- ☐ 本人が相続人となっている遺産分割未了の相続財産に関する資料
 - ・預貯金及び有価証券の残高がわかる書類：預貯金通帳写し、残高証明書など
 - ・不動産関係書類：不動産登記事項証明書（未登記の場合は固定資産評価証明書）など
- ☐ 本人の収支に関する資料
 - ・収入に関する資料の写し：年金額決定通知書、給与明細書、確定申告書、家賃、地代等の領収書など
 - ・支出に関する資料の写し：施設利用料、入院費、納税証明書、国民健康保険料等の決定通知書など
- ☐ （保佐又は補助開始の申立てにおいて同意権付与又は代理権付与を求める場合）
同意権、代理権を要する行為に関する資料（契約書写しなど）
- ☐ 成年後見人等候補者が本人との間で金銭の貸借等を行っている場合には、その関係書類（後見人等候補者事情説明書4項に関する資料）
 - ・金銭貸借に関する資料の写し：借用書など
 - ・担保提供に関する資料の写し：担保権を設定した契約書など
 - ・保証に関する資料の写し：保証に関する記載のある契約書など
 - ・立替払に関する資料の写し：立替払を示す領収書、出納帳など